

第1日

平成30年9月4日（火）

午前10時零分開会

○議長（中島秀樹君） 皆様、おはようございます。

これより、平成30年第3回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。  
なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から9月27日までの24日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中島秀樹君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月27日までの24日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番渡辺毅議員

2 番和田庄治議員

を指名いたします。

次に、議案等の上程を行います。

本日、市長から、報告5件、議案22件の送付を受けたほか、議員から意見書案1件が提出され、請願書1件を受理いたしました。

これらを一括上程し、まず、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） 本日ここに平成30年第3回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会には、報告について5件、決算の認定について7件、利益の処分及び決算の認定について3件、補正予算について6件、条例の一部改正について3件、工事委託に関する協定の締結について1件、財産の取得について1件、市道路線の認定について1件、合計27件の議案等を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、報告第15号から報告第19号までについて説明申し上げます。

報告第15号及び報告第16号の専決処分の報告につきましては、交通事故による損害賠償について地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告申し上げるものであります。

報告第17号平成29年度朝倉市健全化判断比率等の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率

及び資金不足比率を報告申し上げるものであります。

健全化判断比率が、早期健全化基準を上回る場合は財政健全化計画を、資金不足比率が経営健全化基準を上回る場合は、経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て、財政の早期健全化を図られなければならないものとなっております。

なお、本市の平成29年度決算に係る比率は、いずれも当該基準を下回っております。

報告第18号平成29年度甘木鉄道株式会社の決算及び報告第19号平成30年度甘木鉄道株式会社の事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定により、甘木鉄道株式会社の経営状況を説明する書類を提出し報告申し上げるものであります。

次に、第87号議案から第93号議案までにつきましては、平成29年度の一般会計及び特別会計の決算の認定に関する議案であります。地方自治法233条第1項の規定に基づき提出された決算及び決算に関する書類に、監査委員の審査意見及び主要な施策の成果を説明する書類等を添え、同条第3項の規定により、議会の認定に付するものであります。

第94号議案から第96号議案までにつきましては、平成29年度の工業用水道事業、水道事業及び下水道事業の決算を調製いたしましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査意見を添えて議会の認定に付するとともに、同法第32条第2項の規定により、利益の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、補正予算6件について説明申し上げます。

第97号議案平成30年度朝倉市一般会計補正予算（第2号）につきましては、平成30年7月豪雨及び平成29年7月九州北部豪雨による災害復旧等に必要な経費、公共施設内のブロック塀対応経費等について補正するもので、補正の額は歳入歳出それぞれ39億1,848万1,000円を追加し、予算総額を510億8,301万6,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

総務費では、平成30年7月豪雨により被災した地域へボランティアを派遣するための経費、コミュニティ施設体のブロック塀対応等経費、平成29年度決算に伴う繰越金を減債基金へ積み立てる経費等に4億3,299万円を計上いたしました。

民生費では、認定こども園の利用者増に伴う施設型給付費、定期的な巡回及び24時間対応の訪問介護看護サービス事業所に対する開設準備補助金、甘木小学校内に2つ目の学童保育所を建設する事業費等に4,281万8,000円を計上いたしました。

農林水産業費では、被災した農家等への経営継続支援として、品目転換により農業を再開するための経費に対する補助金に1億1,700万円を計上いたしました。

商工費では、被災した中小企業の事業再建及び経営安定のための借り入れに対する利子補給金に59万8,000円を計上いたしました。

土木費では、公園内のブロック塀対応経費に200万円を計上いたしました。

教育費では、私立幼稚園が子ども子育て支援新制度を選択したことに伴う施設型給付費、福田小学校屋根防水工事費等に5,595万円を計上いたしました。

災害復旧費では、農地、農業用施設、林道や道路、河川、公園及び国指定天然記念物キヌメイチクに係る復旧経費として32億6,712万5,000円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う主な財源としまして、国庫支出金9億1,527万1,000円、県支出金15億2,268万3,000円、財政調整基金繰入金3億4,172万8,000円、繰越金8億3,086万2,000円等を計上いたしました。

また、平成30年7月豪雨災害により被災された農業関係者の負担軽減を図るため、昨年と同様、国の補助事業の対象とならない農地農業用施設災害復旧事業の受益者の分担率を、農地につきましては30%から20%に、農業用施設につきましては20%から10%に引き下げるための措置を講じております。

第98号議案平成30年度朝倉市簡易水道特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成31年度から平成35年度まで窓口業務等を民間委託する経費について債務負担行為を設定するものであります。

第99号議案平成30年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、直営診療施設勘定において医薬品及び医療用機器の購入経費並びに平成29年度決算に伴う繰越金を財政調整基金へ積み立てる経費について補正するもので、歳入歳出それぞれ6,580万1,000円を追加し、予算総額を3億4,343万4,000円といたしました。

第100号議案平成30年度朝倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う支払基金国及び県への返還金について補正するもので、歳入歳出それぞれ1,327万8,000円を追加し、予算総額を57億2,926万円といたしました。

第101号議案平成30年度朝倉市水道事業会計補正予算（第1号）及び第102号議案平成30年度朝倉市下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、平成31年度から平成35年度まで窓口業務等を民間委託する経費について債務負担行為を設定するものであります。

次に、第103号議案朝倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動を推進するに当たり、農業委員会の委員等の報酬について規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第104号議案朝倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い規定の整備を行う必要が生じたので、この条例を制定しようとするものであります。

第105号議案朝倉市営住宅条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成29年7月九州北部豪雨による被災者について、災害公営住宅等への入居要件を緩和することにより、居住の安定を図り、もって被災者の不安の解消及び生活の安定を支援するため規定

の整備を行いたいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第106号議案工事委託に関する協定の締結につきましては、普通河川奈良ヶ谷川（通堂川）災害復旧工事を施行するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約により協定の相手方を定めましたが、その者と協定を締結するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に第107号議案財産の取得につきましては、パソコンを取得するため指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第108号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上、重要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決等いただきますようお願い申し上げます。

（市長降壇）

○議長（中島秀樹君） 補足説明があれば承ります。

なければ次に意見書案について提出者代表の説明を求めます。12番大庭きみ子議員。

（12番大庭きみ子君登壇）

○12番（大庭きみ子君） 皆様、おはようございます。12番大庭きみ子です。

意見書案第1号地方財政の充実強化を求める意見書について趣旨説明を行います。

朝倉市は、昨年7月5日の九州北部豪雨災害により甚大な被害をこうむり、復旧復興のための財政が緊迫しています。昨年の9月の議会においても朝倉市議会から国会へ財政支援策を講じるように意見書を提出しておりますが、さらに新たな政策課題に直面しています。災害対策や防災・減災事業はこれまで以上に重要であり、人口減少対策や高齢者対策、子育て支援など新たなニーズへの対応を進める必要があります。

また、災害対応や細やかな公共サービスの提供を進めるには、人材確保とこれに見合う地方財源の確立を目指す必要があります。

また、まち・ひと・しごと創生事業費については、5年の経過措置が過ぎておりますが、自治体の財政運営に不可欠な財源となっております。このまま現行水準を確保していただくよう要望するものです。

さらに、財務省は基金残高により交付税を削減させる考えもあり、基金残高を地方交付税に反映させないよう求めていくものであります。よって、人的サービスとしての社会保障の予算の充実と来年度の地方財源の確立を目指すために、政府の財政支援の確立を要望

するものであります。

この地方財政の充実強化を求める意見書について、皆様方の御賛同を賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただくようによりしくお願いいたします。以上で終わります。

(12番大庭きみ子君降壇)

○議長(中島秀樹君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案等の質疑は10日の本会議にて行います。

次に、請願書について紹介議員の説明を求めます。

(12番大庭きみ子君登壇)

○12番(大庭きみ子君) それでは少人数学級推進などの定数改善義務教育費国庫負担制度2分の1の復元にかかわる意見書の提出を求める請願書について趣旨説明を行います。

昨年も満場一致で意見書を採択していただき国会に提出していただいておりますが、子どもの教育環境充実を推進していくためには継続した取り組みが必要であります。特に、日本の将来を担い、安全で安心な社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であります。しかし、子どもたちを取り巻く家庭環境や社会状況は年々厳しくなってきました。子どもの貧困問題やいじめや不登校の子どもたちもふえており、また日本語指導など必要とする子どもたちや障害のある子どもたちへの対応など、支援が必要な子どもたちもふえています。一人一人の子どもに対するきめ細やかな対応が必要であり、どの子どもも格差なく学びの質を高めていくためには、教育環境をよりよくしていかなければなりません。複雑で深刻化してくるさまざまな問題や課題を解決していくために少人数学級の推進や教職員の定数改善を要望するものであります。しかし現実ではそれと相反して三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国の負担が2分の1から3分の1に引き下げられ、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえてきています。

朝倉市でも昨年の九州北部豪雨災害により甚大な被害をこうむり、緊迫した財政運営となっています。子どもたちは全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることは憲法上保障されていなければなりません。財政状況が厳しい自治体に負担をかけるのではなく、国の責任において義務教育の教育環境の格差をなくし、一定水準に整えることは重要であります。よって義務教育費国庫負担制度2分の1に戻していただくように要望するものであります。

これからの未来を担っていく子どもたちの学びを保障し、教育環境をよりよいものにしていくために、本年度も少人数学級推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1の復元に関する意見書に御賛同賜り、本議会から国会へ意見書を提出していただきますようによりしくお願いいたします。以上です。

(12番大庭きみ子君降壇)

○議長(中島秀樹君) 以上で紹介議員の説明は終わりました。

お諮りいたします。第87号議案については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託

の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、本件については決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

それでは、ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く16名の皆さんを指名いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中島秀樹君) 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました16名の皆さんを決算審査特別委員に選任することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は7日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時23分散会